

新型コロナウイルス感染症対策に係るガス料金の特別措置について

現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により所得などが減少し、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は下記のとおり、ガス料金の特別措置を講ずることといたしました。

記

【当社とガス供給のご契約をいただいているお客さま】

1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により所得などが減少し、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」および「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま、または受ける予定のお客さまで、当社に申し出があったお客さま。

2. 特別措置の内容

ガス料金の支払期限について、3月検針分および4月検針分をそれぞれ1か月延長いたします。